

desknet's クラウドメールサービス(BIGLOBE)利用約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

この約款は、株式会社ネオジャパン（以下「当社」といいます。）が、ビッグロブ株式会社（以下「BL」といいます。）からサービス基盤の提供を受け、当社が法人向けに提供する desknet's クラウドメールサービス (BIGLOBE)（以下「本サービス」といいます。）の利用に関し適用されます。

第2条 (約款の変更)

当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法（ウェブサイト上での表示、お客様に対する電子メールでの通知等の方法を含みますが、これに限定されません。）により契約者に通知することにより、この約款を変更することができるものとします。この場合、当該予告期間内に、第15条に基づく本サービス契約の解除の通知が当社に対してなされないときは、かかる変更につき契約者による承諾があったものとみなします。

第3条 (用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1)「本サービス契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるための契約をいいます。
- (2)「契約者」とは、当社に本サービスの利用を申込み、当社がこれを承諾し、当社と本サービス契約を締結している法人をいいます。
- (3)「管理者」とは、その者による本サービスの利用が契約者による本サービスの利用を構成することとなるとともに、当該契約者による本サービスの利用のため必要となる管理機能に係る当社所定のサービスであって本サービスの一部を構成するもの（以下「管理サービス」といいます。）を利用してこの約款に定める管理措置を当該契約者のためとする者であって、当該契約者の指定に係る役員、従業員その他の者をいいます。
- (4)「管理者 ID」とは、本サービスを利用するための管理者用のユーザ ID として登録した管理者の電子メールアドレスをいいます。
- (5)「利用者」とは、その者による本サービスの利用が契約者による本サービスの利用を構成することとなる者であって、当該契約者の指定に係る役員、従業員その他の者をいいます。
- (6)「利用者 ID」とは、本サービスを利用するための利用者用のユーザ ID として登録した利用者の電子メールアドレスをいいます。
- (7)「ユーザ ID 等」とは、管理者 ID、利用者 ID、およびそれらのパスワードをいいます。
- (8)「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定に基づき課税される消費税および地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額をいいます。
- (9)「料金等」とは、本サービスの提供に関する料金その他の債務およびこれに係る消費税等相当額をいいます。

- (10)「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備ならびにソフトウェア等をいいます。
- (11)「電気通信回線」とは、電気通信設備たる回線をいいます。
- (12)「本サービス用通信回線」とは、本サービスに使用するため、当社がB Lまたは他の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）（以下「事業法」といいます。）第 9 条の登録を受けた者および事業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同じ。）から提供を受ける電気通信回線をいいます。
- (13)「本サービス用設備」とは、本サービスに使用するため、本サービス用通信回線に接続された当社またはB Lの電気通信設備(当該電気通信設備に格納されるソフトウェアを含む。)をいいます。
- (14)「オプションサービス」とは、当社が契約者の選択により本サービスの一部として提供する付加サービスであって、その詳細について、desknet's クラウドメールサービス(BIGLOBE) 料金表その他の当社所定の方法により、当社が別途定めるものをいいます。
- (15)「管理者用 WebUI」とは、当社所定の Web ページ上から、管理者が契約者の利用者の参照、検索、変更、登録、削除およびオプションサービスの設定変更を行うためのユーザ・インターフェースをいいます。
- (15)「代理店」とは、本サービスの販売に関して、当社と契約を締結している法人、団体、組合又は個人（当該法人、団体、組合又は個人の委託先を含みます。）をいいます。

第 2 章 本サービス

第 4 条（本サービスの内容）

本サービスは、メールシステムの運用管理を提供するクラウドサービスであり、全ての契約者に共通して提供する共通サービスおよび契約者の選択により提供するオプションサービスから構成されます。

- 2 共通サービスおよびオプションサービスに関する機能及び料金は、それぞれ当社 Web サイト等に記載します。
- 3 契約者は、オプションサービスを利用した場合、当該利用に基づき発生する料金等を当社に支払うものとします。なお、当該オプションサービスには、利用した月のみ料金等が発生するものと利用した月以降継続的に料金等が発生するものとがあります。
- 4 オプションサービスのうちその利用に際して当社が特別の申込を必要とするものにつき、契約者から当該利用の申込があった場合、当社は、第 9 条の規定に準じて取扱います。
- 5 契約者がオプションサービスを利用する際に当該オプションサービスに付随するサービス利用規約その他の運用規定が定められている場合、契約者は、当該運用規定に従って利用するものとします。当該運用規定がこの約款と異なる定めをしている場合は、当該オプションサービスに関する限り、当該運用規定が優先するものとします。

第 5 条（提供区域）

本サービスの提供区域は、日本国内に限定します。

第 6 条（輸出管理）

第5条の規定にかかわらず、特別の事情により、契約者、管理者または利用者が、本サービスの全部または一部を利用することでソフトウェアもしくは技術情報または商品等について、直接または間接を問わず、次の各号に該当する取扱いをする必要がある場合には、契約者は、事前に当社の承諾を得るとともに、「外国為替及び外国貿易法」の規制ならびに米国再輸出管理規制など該当する外国の輸出関連法規による規制（以下、総称して「輸出規制」といいます。）を確認し必要な手続きをとったうえで、これを行うものとしします。

- (1) 輸出するとき
 - (2) 海外に持ち出すとき
 - (3) 非居住者へ提供し、または使用させるとき
 - (4) 前三号に規定するほか、輸出規制に定めがあるとき
- 2 契約者は、本サービスの提供を受けるにあたり、日本国内にある当社のサーバ・ストレージ等の本サービス用設備に情報もしくはデータを搭載して、契約者、管理者または利用者が海外から利用することが、前項各号の取扱いの一に該当し、その輸出管理責任は、契約者にあることを了解し、事前に当社による承諾を得るとともに、これらに関して適用されるすべての輸出規制を遵守するものとしします。
- 3 契約者は、日本国内にある当社のサーバ・ストレージ等の本サービス用設備に、アプリケーションソフトウェアを含む情報もしくはデータを搭載し、契約者、管理者または利用者が海外から利用することが前項各号の一に該当し、その輸出管理責任は、契約者にあることを了解し、事前に当社の承諾を得るとともに、これらに関して適用されるすべての輸出規制を遵守するものとしします。

第7条（営業時間）

本サービスを利用できる時間は、1日24時間、1週7日としします。ただし、本条第2項に定めるメンテナンス、第16条による利用停止および第17条による利用停止の場合を除きます。

- 2 当社は、本サービスを正常に稼働させるため、次の各号のとおりメンテナンスを行います。
- (1) 定期メンテナンス
 - ・管理画面系：月2回を目安に実施します（原則第3および第4水曜日）。
 - ・メール送受信系：年2回を目安に実施します（各種パッチ適用のほか、システムの機能・性能改善のためのハードウェアを含めたシステム変更を行います）。
 - (2) 緊急メンテナンス
 - 前号の他、セキュリティ対応が必要な場合や本サービスで使用する他サービスとの共用設備で重篤な障害が発生した場合など、本サービスに重大な影響があると当社が判断した場合に実施します。
 - (3) バージョンアップ
 - 機能追加・強化を目的として、当社の判断により不定期で実施します。

第3章 契約

第8条（契約の申込）

本サービス契約の申込は、ここの約款に同意のうえ当社または代理店が定める利用申込

書に次の事項についての必要な記載を伴うものにより行うものとします。本サービス契約の申込をする方を、以下「申込者」といいます。

- (1)会社名（商号または名称）および会社住所（会社登記住所または本店所在地）
- (2)代表者名（申込者）、代表者の役職、住所、電話番号および電子メールアドレス
- (3)管理者の氏名、部署名、電子メールアドレス、電話番号および緊急連絡先電話番号
- (4)料金等の請求の連絡先担当者の氏名、部署、住所、電話番号および電子メールアドレス
- (5)利用開始予定希望日、登録を希望する管理者 ID および利用者 ID の数、本サービス利用開始から半年経過後における管理者 ID および利用者 ID の登録見込総数および申込みサービス内容の種類等の申込みサービス対象情報
- (6)メール受信容量制限値、メール送信容量制限値、サーバドメイン情報およびその他のサーバ環境情報
- (7)その他本サービス契約の申込の内容を特定するため必要な事項

第9条（申込の承諾）

本サービス契約は、前条に定める申込に対し、当社がこれを審査のうえ承諾したときに成立します。

- 2 当社は、次の各号の場合には、本サービス契約の申込を承諾しないことがあります。また、当社は、本サービス契約成立後であっても、次の各号の一に該当することが判明した場合には、書面にて通知することにより、本サービス契約を解除することができるものとします。ただし、次の第2号の場合には、当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、かかる期間内に是正されないときに、当社所定の方法にて通知することにより、本サービス契約を解除することができるものとします。
 - (1) 本サービス契約の申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (2) 申込者が、料金等の支払を現に怠りまたは怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - (3) 過去に不正使用等により本サービス契約（その他当社が提供するサービス契約を含みます。）の解除または本サービス（その他当社が提供するサービスを含みます。）の利用を停止されていることが判明した場合
 - (4) その他本サービス契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合

第10条（ユーザ ID 等）

当社は、本サービス契約成立後、契約者の要望に応じた管理者 ID を設定し管理者に連絡します。管理者は、当該管理者 ID の連絡を受けた後速やかに、当社所定の管理者用 WebUI により本サービスで利用するパスワードを設定するものとします。

- 2 管理者は、管理者 ID およびパスワードを用いて、利用者のため利用者 ID を登録設定することができます。この場合、管理者は、利用者 ID に符合する初期パスワードを設定することができます。
- 3 管理者および利用者は、パスワードを自ら変更することができます。また、管理者は、管理者 ID を用いて、利用者 ID に符合するパスワードを前項で設定した初期パスワードに戻すことができます。
- 4 管理者および利用者は、本サービスのうち当社所定のサービスについて、それぞれ管理者 ID および利用者 ID ならびにそれらのパスワードにより当該サービスを利用すること

ができます。

- 5 契約者、管理者および利用者は、当社が別途定める場合を除き、管理者 ID、利用者 ID、またはそれらのパスワードを、第三者に使用させ、または売買、譲渡もしくは貸与等してはならないものとします。
- 6 管理者 ID および利用者 ID ならびにそれらのパスワードの管理および使用は契約者の責任とし、使用上の過誤または第三者による不正使用等について、当社は一切その責を負わないものとします。
- 7 管理者 ID、利用者 ID、またはそれらのパスワードにより本サービスが利用されたときには、その管理者または利用者自身による利用とみなされるものとし、契約者は、その利用に係る料金等を負担するものとします。

第 11 条（管理者および利用者等）

契約者は、1 名の管理者を有し、かつ、管理者および利用者を含め 1 名以上を有するものとします。

- 2 契約者は、自己の責任において、管理者、利用者および第 34 条第 1 項第 1 号に定める代表者等に対しこの約款の各条項を遵守させるものとします。
- 3 契約者は、管理者、利用者および第 34 条第 1 項第 1 号に定める代表者等による行為についても、当該行為が契約者による行為を構成することとなるか否かにかかわらず、当社に対して責任を負うものとします。
- 4 契約者は、管理者および利用者による本サービスの利用による料金等について、当社に対して支払の責任を負うものとします。
- 5 第 34 条第 1 項第 3 号に定める契約者等の個人情報の管理および取扱いは契約者の責任とし、取扱い上の過誤または第三者による不正取扱い等について、当社による同条第 3 項、第 4 項、第 5 項の規定の違反の場合を除き、当社は一切その責を負わないものとします。また、当該契約者等の個人情報が取扱われたときは、当社による同条第 3 項、第 4 項、第 5 項の規定に基づく取扱いの場合を除き、当該契約者等の個人情報に係る契約者、管理者、利用者または同条第 1 項第 1 号に定める代表者等による取扱いとみなされるものとします。

第 12 条（最低利用期間）

当社は、本サービスで提供するオプションサービスの内容ごとに最低利用期間を設定することがあります。この場合において当該最低利用期間は、サービス毎の利用規約に定めるものとします。

第 13 条（契約事項の変更等）

契約者は、第 8 条に定める記載事項に変更がある場合、速やかにその旨を当社所定の方法により当社に届出るものとします。

- 2 当社は、前項の変更申込があった場合、第 9 条の規定に準じて取扱います。
- 3 当社は、前項の規定により変更申込を承諾した場合には、当社が文書又はメールにて通知する期日から、この変更内容を本サービスの利用に適用します。

第 14 条（権利の譲渡）

契約者は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、売買、名義変更、質権その

他担保に供する等の行為をすることができません。

第 15 条（契約者が行う契約の解除等）

契約者は、本サービス契約を全ての本サービス（第 4 条第 1 項に定める共通サービスおよび契約者が選択した全てのオプションサービス）についてまたは契約者が選択したオプションサービスのうち特定のものについて解除しようとするときは、解除をしようとする日（以下「解除予定日」といいます。）の 1 カ月前までに、当社が別途定める書面によりその旨を当社に通知することによりかかる解除を行うことができます。ただし、契約者が利用するサービスに最低利用期間が設定されている場合において、各々の最低利用期間の終了前に解除予定日を設定するときには、当該最低利用期間が満了する日までの残余期間に対応する月額費用およびこれに相当する消費税等相当額を、当社に支払わなければならないものとします。

- 2 前項の場合において、その利用中に係る契約者の一切の債務は、前項の解除があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。
- 3 管理者は、利用者 ID の全部または一部の解除を希望する場合、当社が別途定める書面によりその旨を当社に通知するものとします。
- 4 当社は、前項の届出があった場合、当該届出があった月の翌月の初日からの本サービスの利用について、当該届出の内容に従い利用者 ID の全部または一部の解除を適用します。
- 5 契約者が第 1 項に従い特定のオプションサービスについて本サービス契約を解除した場合において、当該オプションサービスに付随する利用規約その他の運用規定が定められているときは、かかる利用規約その他の運用規定に基づき契約者と当社との間に成立していた契約も当該解除と同時に終了するものとします。

第 4 章 利用中止、利用停止および当社が行う契約の解除等

第 16 条（利用中止）

当社は、次のいずれかに該当する場合には、何らの責任も負うことなく、契約者による本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合
 - (2) 他の電気通信事業者が電気通信サービスを中止した場合
 - (3) 第 30 条第 1 項および第 2 項の規定による場合
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 17 条（利用停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、何らの責任も負うことなく、当該契約者による本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 本サービス契約に関して当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- (2) 支払期日を経過してもなお料金等が支払われない場合
- (3) 第 25 条または第 33 条第 2 項の規定に違反した場合
- (4) 当社および当社の委託先の問い合わせ窓口等へ、正当な事由もなく長時間の電話をしたり、同様の繰り返し電話を過度に行ったり、または不当な義務等を強要したり、

威嚇等をもって嫌がらせ、恐喝もしくは脅迫に類する行為をしたりすることで、当社または当社の委託先の業務に著しく支障をきたした場合

- (5) 解散、廃業若しくは合併をし、または清算に入った場合
 - (6) 監督官庁より営業停止処分または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けた場合
 - (7) 仮差押、仮処分、強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申立を受け、または民事再生手続、会社更生手続、もしくは破産手続開始の申立を受け、または民事再生手続、会社更生手続、破産手続開始もしくは特別清算の申立を自ら行った場合
 - (8) 支払停止、支払不能等の事由を生じた場合
 - (9) 手形、小切手について不渡り処分を受け、または金融機関から取引停止処分を受けた場合、もしくは租税滞納処分を受けた場合
 - (10) 当社が契約者に対する債権保全上必要と認めた場合
 - (11) 前各号の他この約款上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがある場合
- 2 契約者が複数の利用者 ID を取得している場合において、当該利用者 ID のうちのいずれかについて本条第 1 項の規定により本サービスの利用を停止されたときは、当社は、当該契約者が取得する管理者 ID および当該利用者 ID のうち他のすべてのものにおいても本サービスの提供を停止することができるものとします。また、契約者が取得している管理者 ID について本条第 1 項の規定により本サービスの利用を停止されたときは、当社は、当該契約者が取得するすべての利用者 ID においても本サービスの提供を停止することができるものとします。

第 18 条（当社が行う契約の解除等）

当社は、前条の規定に該当する場合、直ちに本サービス契約を解除することができるものとします。

- 2 前項の規定により本サービス契約が解除その他の事由により終了した場合、契約者は、本サービスの利用に係る一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、当社から契約者に対する通知・催告を要せず残存債務の全額を直ちに支払うものとします。

第 5 章 料金等

第 19 条（料金等）

料金等は、「サービス料金表」に定めるとおりとします。

第 20 条（料金等の計算方法）

当社は、料金等について、毎月の初日から末日までの間（以下「料金月」といいます。）を単位として計算します。

- 2 当社は、本サービス契約に関する利用開始日（当社が契約者に通知する「設定完了書」記入日の翌日とします。）が属する月から月額費用が発生するものとし、日割りは行わないものとします。また、月の末日以外の日に本サービス契約を終了した場合、当社は、月額費用の日割は行いません。
- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月を変更することがあります。

第 21 条 (料金等の支払方法)

契約者は、第 19 条の本サービス料金を当社又は代理店が発行する請求書に記載された期日、方法に従い支払うものとします。なお、当該支払に係る振込手数料、消費税その他の費用は契約者の負担とします。

- 2 前項の支払に関し、契約者と金融機関等の間で紛争が生じた場合、当該紛争は当該当事者間で解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

第 22 条 (延滞利息)

契約者は、料金等 (延滞利息を除きます。) について支払期日を経過してもなお当社に対して支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が指定する期日までに支払うものとします。

- 2 当社は、前項の計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。

第 6 章 利用上の注意

第 23 条 (端末等)

契約者は、自己の費用と責任で、端末を準備し、電気通信事業者等の電気通信サービス等を経由して本サービスを利用するものとします。

- 2 契約者は、本サービスの提供に支障を与えないために、前項の端末を正常に稼働するように維持するものとします。

第 24 条 (情報の管理)

契約者は、本サービスを利用して受信または送信する情報については、本サービス用設備の故障による消失を防止するための措置をとるものとします。また、契約者は、やむを得ない事由により本サービス用設備が故障した場合、その契約者、管理者および登録利用者の情報が消失することがあることをあらかじめ承諾するものとします。

第 25 条 (契約者の義務)

契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 本サービスにより利用し得る情報を改ざんまたは消去する行為
- (2) ウイルス等の有害なコンピュータプログラムまたは情報等を送信、掲載または書込む行為
- (3) 他の契約者、管理者および利用者のユーザ ID 等を不正に取得もしくは使用し、または他の契約者もしくは自己のユーザ ID 等を不正に他の契約者、管理者、利用者もしくは第三者に使用させる行為
- (4) 他の契約者、管理者、利用者、当社または第三者の著作権、商標権もしくはその他の知的財産権を侵害する行為
- (5) 他の契約者、管理者、利用者、当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、または特定の地域を名指しする等の方法により他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を傷つけるような行為
- (6) 他の契約者、管理者、利用者もしくは第三者の財産またはプライバシーもしくは肖像権等を侵害する行為

- (7) 詐欺、規制薬物の濫用または売買、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為
 - (8) 違法に賭博・ギャンブルを行い、またはこれを勧誘する行為
 - (9) けん銃等の譲渡、公文書偽造、殺人、脅迫等の違法行為を直接的かつ明示的に請負し、仲介しまたは誘引する行為
 - (10) 無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - (11) 他の契約者、管理者、利用者もしくは第三者に対し無断で広告、宣伝、勧誘等の電子メールを送信する行為、または他の契約者、管理者、利用者もしくは第三者が嫌悪感を抱く電子メール（嫌がらせメール等）を送信する行為、一時に大量の電子メールを送信する等により他の契約者、当社もしくは第三者の電子メールの送受信に支障をきたす行為、または特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）に違反する行為（以下まとめて「迷惑メール等送信行為」といいます。）
 - (12) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待または若年者にとって不相当もしくは有害な内容の画像、映像、音声、文書または情報等を送信、掲載または書込む行為、またはインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）に違反する行為
 - (13) 契約者、管理者、利用者もしくは第三者の設備等または本サービス用設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用または運営に支障を与える行為
 - (14) 選挙運動またはこれに類似する行為（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）において認められる行為を除きます。）
 - (15) 人の尊厳を著しく損なう情報（歴史的、学術的価値を有するものを除く）、人の殺人現場の写真等残虐な情報、事実に反する情報または意味のない情報を不特定多数の者にあてて送信、掲載または書込む行為
 - (16) 人を自殺に誘引または勧誘する行為
 - (17) その他法令に違反しまたは公序良俗に反する行為
 - (18) その他本サービスの運営を妨げるような行為
 - (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
 - (20) その他前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為
- 3 契約者は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万一本サービスの利用に関連し他の契約者、管理者もしくは利用者または第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の契約者、管理者もしくは利用者または第三者から何らかの請求がなされまたは訴訟が提起された場合、当該契約者は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

第 26 条（他ネット接続）

本サービスの取扱いに関しては、外国の法令、国内外の電気通信事業者等が定める契約約款等により制限されることがあります。

- 2 契約者が国内外の他のネットワークを経由して通信を行う場合、契約者は、経由するすべての国の法令、電気通信業者等の契約約款等およびすべてのネットワークの規則に従うものとします。

第 27 条（本サービスの変更、追加または廃止）

当社は、本サービスの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができるものとします。この場合、第 2 条の規定を準用するものとします。

- 2 当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止につき、何ら責任を負うものではありません。

第 7 章 責 任

第 28 条（責 任）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じ。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、契約者、管理者または利用者による損害賠償請求に応じます。

- 2 前項の場合における損害賠償の範囲は、契約者、管理者または利用者により現実に発生した直接かつ通常の損害とし、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（1 日の倍数である場合に限り。）に対応する当該本サービスの料金等（当該本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前 6 料金月の 1 日あたりの当該本サービスの平均料金（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別途定める方法により算出した額）により算出します。）に、これに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲内で、かつ、その総額は、当該 1 日あたりの当該本サービスの平均料金の 30 日相当額に、これに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲を超えないものとします。
- 3 本条第 1 項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。
- 4 当社は、他の電気通信事業者の責に帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合、当社が当該他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を本サービスが利用できなかった契約者全員ならびにそれらの管理者および利用者全員に対する損害賠償の限度額とし、かつ、契約者、管理者または利用者により現実に発生した直接かつ通常の損害に限り賠償請求に応じます。
- 5 天災、事変その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は、一切その責を負わないものとします。
- 6 当社は、本サービスおよび契約者、管理者または利用者が本サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含みます。）について、その完全性、正確性、有用性その他何ら保証しないものとします。当該情報等のうち当社以外の第三者による提供に係るものに起因して生じた損害等について、当社は、何らの責任も負わないものとします。
- 7 当社は、本サービス契約に基づく本サービスの提供に関連して当社が契約者、管理者、利用者または第 34 条第 1 項第 1 号に定める代表者等に対し損害賠償責任を負う場合、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除くいかなる場合も、損害賠償の範囲は、当該契約者、管理者、利用者または第 34 条第 1 項第 1 号に定める代表者等に現実に発生した直接かつ通常の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は、当該損害が生じた日が属する月に当社が当該契約者から受領すべき料金に、これに対応する消費税等相当

額を加算した額の範囲を超えないものとします。

- 8 契約者は、本条第1項、第4項の請求をなし得ることとなった日から3ヶ月以内に請求をしなかったときはその権利を失うものとします。

第8章 保守および運用等

第29条（当社の維持責任）

契約者は、本サービスを利用することができなくなったときは、その旨を当社に通知するものとします。

- 2 当社は、当社が設置した本サービス用設備もしくは当社が他の電気通信事業者から提供を受けた本サービス用通信回線に障害が生じ、または本サービス用設備が滅失したことを知ったときは、速やかにその本サービス用設備を修理もしくは復旧または当該他の電気通信事業者による本サービス用通信回線の修理もしくは復旧を指示します。

第30条（通信利用の制限等）

当社は、事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うため、通信の利用を制限または中止する措置をとることがあります。

- 2 当社は、契約者、管理者、利用者または第三者による本サービス用設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用または運営に支障を与える行為があった場合、通信の利用を制限することがあります。

第31条（ファイル情報の消去）

当社は、本サービス用設備のファイル容量に余裕がなくなるおそれがあるときは、そのファイルに蓄積されている契約者、管理者または利用者の情報を消去することがあります。

第9章 雑則

第32条（契約者への通知）

当社は、電子メールによる送信、ホームページへの掲載その他当社が適当であると判断する方法により契約者に、第34条第1項第2号に定める契約者等のうち当社が適当であると判断する者に宛てて、随時必要な事項を通知するものとします。

- 2 当社から契約者への通知は、前項に基づきその内容が本サービス用設備に入力された日に効力を生じるものとします。

第33条（著作権等）

別段の定めのない限り、本サービスを通じて当社が提供する情報に関する著作権その他の知的財産権は、当社または当該情報に関する正当な権利を有する権利者に帰属するものとし、また、各情報の集合体としての本サービスの著作権その他の知的財産権は、当社に帰属するものとします。

- 2 契約者は、本サービスを利用することにより得られる一切の情報を、当社または当該情報に関し正当な権利を有する者の事前の許諾なしに、私的使用の範囲を超える目的で複製し、出版し、放送し、公衆送信する行為等をその方法のいかんを問わず自ら行つてはならず、および管理者、利用者または第三者をして行わせてはならないものとします。

第 34 条（秘密保持および個人情報の保護）

本条においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「代表者等」とは、第 8 条、第 10 条第 2 項および第 13 条にそれぞれ定める申込、設定および変更等に際し当社に登録された情報により識別することができる代表者その他の特定の個人（他の情報と容易に照合することができ、それにより識別することができることとなる代表者その他の特定の個人を含みます。）のうち、管理者および利用者を除く者をいいます。
 - (2) 「契約者等」とは、管理者、利用者および代表者等をいいます。
 - (3) 「契約者等の個人情報」とは、契約者等に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、住所、電話番号その他の記述等（記述、番号、記号その他の符号等をいい、本条第 3 項各号に定めるものを含みます。）により特定の契約者等を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の契約者等を識別することができることとなるものを含みます。）をいいます。
 - (4) 「当社知得の契約者等の個人情報」とは、契約者等の個人情報のうち以下のものをいいます。
 - ① 第 8 条、第 10 条第 2 項および第 13 条にそれぞれ定める申込、設定および変更等に際し当社に登録された情報
 - ② 上記①の他、本サービスの提供に関連して当社が知得した情報
 - (5) 「料金等情報」とは、契約者、管理者および利用者の利用料金、利用料金明細、請求料金、入金情報その他の料金等の請求・決済に係る実績に関する情報をいいます。
- 2 当社は、本サービスの提供に関連して知り得た契約者、管理者、利用者または代表者等の秘密情報を事業法第 4 条に基づき保護し、第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、裁判所の発する令状その他裁判所の判断または法令に従い開示する場合にはこの限りではありません。
 - 3 契約者は、当社が、当社知得の契約者等の個人情報のうち次の第 1 号乃至第 5 号の各号に定めるものを、当該各号に定めるその利用（第三者への提供を含みます。）の目的（以下「利用目的」といいます。）の達成に必要な範囲内で取扱うことに同意するものとします。
 - (1) 契約者との間において本サービスの提供に伴い必要となる認証、運用業務、料金等の請求、与信管理、ならびに料金等の変更および本サービスの変更、追加または廃止に係る通知をするため、ユーザ ID 等、氏名、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、会社名、部門名、住所、性別、生年月日、通信履歴、アカウント情報（料金等の支払方法に関する情報をいいます。）、本サービス契約情報（契約の種類、申込日、契約日、回線の種別・状況・名義人、申込サービスその他の本サービス契約の内容に関する情報をいいます。）、および料金等情報等を利用すること（第 14 条により権利の譲渡が行われることに伴い必要となる措置を権利の譲受人に対しとることを含みます。）
 - (2) 本サービスの提供として、本サービスの提供とともに、その他本サービスの提供と

の関連において、契約者が請求または購入した資料、サンプル・試供品、景品および商品等の配送その他の提供をするため、氏名、ユーザ ID 等、住所、および電話番号等を利用すること

- (3) 本サービスの提供として、本サービスの提供とともに、その他本サービスの提供との関連において、契約者からの請求、問合せおよび苦情に対する対応、出張サポート、または連絡をするため、氏名、ユーザ ID 等、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス、通信履歴、および料金等情報等を利用すること
 - (4) 本サービス契約の解除もしくは終了に伴う契約者の退会処理または第 15 条第 3 項乃至第 5 項に定める利用者 ID の解除もしくはその取消に伴う処理のため、それぞれ、ユーザ ID 等、通信履歴、およびその他当該契約者の退会処理または当該処理に必要な情報等を当該契約者の退会后または当該利用者 ID の解除もしくはその取消後も当社所定の期間利用すること
 - (5) 裁判所の発する令状その他裁判所の判断または法令に従い契約者等の個人情報を開示するため、当該契約者等の個人情報を利用すること
- 4 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 4 条第 1 項に従った開示請求があった場合、前 3 項の規定にかかわらず、当該請求の範囲内で情報を開示することがあります。また、当社は、社団法人電気通信事業者協会、社団法人テレコムサービス協会、社団法人日本インターネットプロバイダー協会および社団法人日本ケーブルテレビ連盟による平成 17 年 10 月付での策定に係る「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」（その変更を含みます。）に従った照会があった場合または平成 19 年 2 月付での策定に係る「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン」（その変更を含みます。）に従った開示請求があった場合、本条第 2 項の規定にかかわらず、当該照会または開示請求の範囲内で情報を開示することがあります。
- 5 当社は、本条第 3 項および前項前段の場合において、契約者等の個人情報を適切に管理するように契約等により義務付けた業務委託先に対し、利用目的の達成に必要な業務を委託する目的で、当該契約者等の個人情報を預託することができるものとします。

第 35 条（契約者の地位の承継）

法人の合併等により契約者の地位を承継したものは、承継をした日から 30 日以内に当社所定の書類を当社に提出するものとします。

- 2 当社は契約者について次の変更があったときは、契約者の同一性および継続性が認められる場合に限り、前項と同様であるものとみなし、前項の規程を準用します。
 - (1) 契約者である法人の業務の分割による新たな法人への変更
 - (2) 契約者である法人の業務の譲渡による別法人への変更
- 3 前二項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出いただきます。これを変更した場合も同様とします。
- 4 当社は、本条の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち 1 人を代表者として取り扱います。

第 36 条（準拠法）

この約款に関する準拠法としては、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第 37 条（合意管轄）

契約者、管理者、利用者または第 34 条第 1 項第 1 号に定める代表者等と当社との間における一切の訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 38 条（本サービスに係わる業務の委託）

当社は、本サービスの提供に係る業務の全部または一部を B L 等第三者に委託することができるものとします。この場合、当社は、この約款に基づく当社の義務と同等の義務を B L 等の委託先に遵守させるとともに、委託先の行為につき一切の責任を負うものとします。

第 39 条（反社会的勢力の排除）

当社および契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 当社および契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。

- (1)暴力的な要求行為
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5)その他前各号に準ずる行為

3 当社および契約者は、相手方が第 1 項のいずれかに違反すると疑われる合理的な事情がある場合には、当該違反の有無につき、相手方の調査を行うことができ、相手方はこれに協力するものとします。また、当社および契約者は、自らが本条第 1 項のいずれかに違反し、またはそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に対し、直ちにその旨を通知するものとします。

4 当社および契約者は、相手方が前 3 項のいずれかに違反した場合は、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに本契約を解除することができるものとします。

5 当社および契約者は、前項に基づく解除により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。

附 則

この約款は、平成 26 年 6 月 1 日から改定施行します。

第 1 条（実施期日）

このサービス利用約款は、平成 28 年 4 月 26 日に改定しました。改定された約款は、平成 28 年 4 月 26 日から実施します。

別紙1 サービスの内容

1. 共通サービス

共通サービスには、次に規定する機能があり、契約者は当社所定の申込み方法により申込みすることにより共通サービスを管理者IDおよび利用者ID毎に利用することができます。詳細については、本サービスに係わるクラウドメール（共通機能）仕様書および料金表その他当社所定の方法により別途定めます。

共通サービス	サービス・機能 概要 利用条件
利用者管理	管理者が管理者用 WebUI から利用者参照、検索、変更、登録、削除を行うことができます。
メールボックスサービス 迷惑メールチェックサービス メールウイルスチェックサービス	<p>(1)迷惑メールチェックサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 本サービス用設備に格納された米国シマンテック社（以下「米シマンテック社」といいます。）の迷惑メール判定に係るプログラム（以下「対象ソフトウェア」といいます。）を利用して契約者等の受信メールをチェックし、そのヘッダ部分に対象ソフトウェアによる判定スコアを百分率で表示する処置を行うとともに、当社が契約者毎に設定した迷惑メールの判定基準に従って、受信メールの件名欄に [spam] を付す処置を行う機能等を提供するサービスであり、その詳細については、別途当社が契約者に提示する仕様書によるものとします。 <p>(2)メールウイルスチェックサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 本件利用者が送信または受信する電子メールおよび添付ファイルに含まれるコンピュータウイルス（以下「ウイルス」といいます。）について、当社が本件サービスに関して提携する株式会社シマンテックが提供するウイルスチェックプログラムを利用してウイルスの検知および駆除を行うサービスであり、その詳細については、別途当社が契約者に提示する仕様書によるものとします。 <p>(3)メールボックスプラス</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約者のメールボックスを当社のメールサーバ基盤上に設置することにより提供するものであり、以下の内容から構成されます。その詳細については、別途当社が契約者に提示する仕様書によるものとします。 <ul style="list-style-type: none"> ①本件利用者が契約者の本契約の内容に応じて1メールボックスあたりのディスク総容量を1GBまでの契約容量の範囲内で1アカウント毎に保存メール件数を無制限に利用できるようにすること ②Webメール（PC、スマートフォン、携帯電話向け） <p>2. 本件利用者は、本件サービスを利用するにあたり、本件利用者が利用するサーバに本件利用者宛てのメールが到達した際に自</p>

	<p>動的に当該メールに対して前項所定の仕様書に記載のチェックおよび当該処置が行われることにつき、あらかじめ承諾するものとします。</p> <p>3. 本件利用者が本件サービスの提供を受けることができる時間は、1日24時間、かつ、1週7日とします。ただし、別途当社が定める本システムに係る保守の時間を除くものとします。</p> <p>4. 当社は、当社の管理下にある第三者に対し、本件サービスに係る業務の全部または一部を委託することができるものとします。</p> <p>5. 当社は、契約者等から本件サービスの内容に関する質問等があった場合、当該質問等に関する回答を速やかに契約者等に行うものとします。</p>
--	---

2. オプションサービス

オプションサービスには、次に規定する機能があり、契約者は、当社所定の申込み方法により申込みすることにより、オプションサービスを契約者の全利用者一律の条件で利用することができます。詳細については、オプションサービス毎のサービス仕様書、料金表またはその他の当社所定の方法により別途定めます。

オプションサービス	サービス・機能 概要 利用条件
共通事項	<p>1. 本件利用者が本件サービスの提供を受けることができる時間は、1日24時間、かつ、1週7日とします。ただし、別途当社が定める本システムに係る保守の時間を除くものとします。</p> <p>2. 当社は、当社の管理下にある第三者に対し、本件サービスに係る業務の全部または一部を委託することができるものとします。</p> <p>3. 当社は、契約者等から本件サービスの内容に関する質問等があった場合、当該質問等に関する回答を速やかに契約者等に行うものとします。</p> <p>4. 最低利用期間は契約開始日から6ヶ月間とします。</p>
メール保管・監査サービス	<p>送受信メールをBIGLOBE データセンターのストレージに保管、またメール内容を検査し、特定条件でメール配送を保留するなどを行うサービスです。</p> <p>1. 本件サービスは、以下の各号に定める機能により本件利用者が送受信するメールを保管・閲覧監査するサービスであり、その詳細については、別途当社が契約者に提示する仕様書によるものとします。</p> <p>(1) 送信・受信メールの保存機能 本件利用者が送受信するメールを保管する機能です。設定により保存するメールの条件付けをすることができます。</p>

	<p>す。</p> <p>(2) メール内容閲覧機能 条件を設定して本件利用者のメールを検索し閲覧する機能です。</p> <p>(3) 配信制御機能 メールを検査し、特定キーワード等の条件でメール配信を制御する機能です。</p> <p>(4) レポート機能 メール送受信やフィルタリング等の統計情報を閲覧できる機能です。</p> <p>2. 本件利用者は、本件サービスを利用するにあたり、本件利用者が利用するサーバに本件利用者宛てのメールが到達した際に自動的に当該メールに対して当該チェックおよび当該処置が行われることにつき、あらかじめ承諾するものとします。</p>
<p>メール自動暗号化サービス</p>	<p>送信メールのメール全体または添付ファイルを自動的にパスワード Zip 化するサービスです。</p> <p>1. 本件サービスは、本件利用者が送信するメールのメール全体または添付ファイルを自動的にパスワード Zip 化するサービスであり、その詳細については、別途当社が契約者に提示する仕様書によるものとします。</p> <p>設定によりパスワード Zip 化するメールの条件付けをすることができます。</p> <p>2. 本件利用者は、本件サービスを利用するにあたり、自動的に送信者が送信するメールに対して前項所定の処置が行われることにつき、あらかじめ承諾するものとします。</p>
<p>メーリングリストサービス</p>	<p>メーリングリストアドレス宛てにメールを送付することで、該当のメーリングリストに登録されたメンバ全員に対して、メールを一斉配送することができるサービスです。</p> <p>1. 本件サービスは、メーリングリストに登録されたメンバ全員に対してメールを一斉配信するサービスであり、その詳細については、別途当社が契約者に提示する仕様書によるものとします。</p>
<p>スパムメール隔離サービス</p>	<p>スパムメールとして判定されたメールを BIGLOBE サーバ上の迷惑メール隔離フォルダに振り分けるサービスです。</p> <p>1. 本件サービスは、迷惑メールチェックにてスパム判定されたメールを迷惑メール隔離フォルダへ振り分けるサービスであり、その詳細については、別途当社が契約者に提示する仕様書によるものとします。</p> <p>2. 本件利用者は、本件サービスを利用するにあたり、本件利用者が利用するサーバに本件利用者宛てのメールが到達した際に自動的に当該メールに対して前項所定の仕様書に記載のチェックおよび当該処置が行われることにつき、あらかじめ承諾するも</p>

	のとします。
IMAP サービス	<p>BIGLOBE サーバへ IMAP プロトコルで接続できるサービスです。</p> <p>1. 本件サービスは、IMAP プロトコルに対応したサービスであり、その詳細については、別途当社が契約者に提示する仕様書によるものとします。</p>
標的型攻撃メールチェックサービス	<p>お客様の受信メールを対象に、標的型攻撃メールを検知／防御するサービスです。</p> <p>1. 利用者が受信するメールに関して、標的型攻撃メールを防御する機能を提供するサービスであり、その詳細については、別途当社が契約者に提示する仕様書によるものとします。</p> <p>2. 本件利用者は、本件サービスを利用するにあたり、本件利用者が利用するサーバに本件利用者宛てのメールが到達した際に自動的に当該メールに対して前項の措置が行われることにつき、あらかじめ承諾するものとします。</p>

別紙 2 料金表

当社が別途定める『desknet's クラウドメールサービス(BIGLOBE)料金表』に記載のとおりとします。